

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかる契約の締結は、当該業務に係る平成29年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とするものです。

平成28年12月16日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区たまがわ花火大会開催に伴う仮設工作物等の設営及び撤去委託

(2) 業務内容

本件業務は、世田谷区たまがわ花火大会の開催に当たり、観客の安全確保を最優先課題とし、地域住民や周辺事業者、公道利用者等への影響を最小限に抑えた大会運営を行うために、警察等関係機関の指導等に対して柔軟に対応しつつ、仮設スロープ・ネットフェンス等仮設工作物の安全な設営・撤去を行うものである。特に、会場が河川敷という屋外の広範囲な場所であり、近年は天候が不安定な状況での開催が続いていることから、観客の安全確保のために円滑・迅速に仮設工作物の設営・撤去を行うことが求められる。

(3) 履行期間(期限)

平成29年4月上旬から平成29年9月15日(金)まで(予定)

花火大会実施日は8月中旬(土)を予定。

2 参加資格要件

提案書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格を有していること。

(2) 次の事項に該当しないこと。

地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者

同条第2項の規定により、世田谷区における一般競争入札等の参加を制限されている者

世田谷区から現に指名停止を受けている者

都道府県民税・市長村民税に滞納がある者

3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

(1) 類似業務の受託実績(世田谷区、他自治体等での実績)

(2) 従事者経歴(資格等)

- (3) 本業務の担当組織及び人員体制
- (4) 本業務に対する考え方及び工作物設営・撤去計画
- (5) 緊急時の対応（水害・豪雨対策等を含む）及び現場支援体制
- (6) 法令遵守対応（個人情報・機密保護体制、環境法令への対応等）
- (7) 見積もり金額の妥当性
- (8) その他有益な提案

5 手続き等

(1) 担当部課

〒157-8501 世田谷区成城6-2-1

世田谷区砧総合支所地域振興課 担当 中田

電話：03-3482-2169 / FAX：03-3482-1655

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

ア 期間 平成28年12月16日（金）～平成28年12月28日（水）

午前9時～午後5時

（土曜・日曜・祝休日を除く）

イ 場所 上記（1）に同じ。

ウ 方法 希望者に無償配布する。

(3) 参加表明書の提出期限並びに場所及び方法

ア 期限 平成28年12月28日（水）午後5時まで

イ 場所 上記（1）に同じ。

ウ 方法 持参または郵送（書留または配達記録郵便）による。

(4) 提案書の提出期限並びに場所及び方法

ア 期限 平成29年1月26日（木）午後5時まで

イ 場所 上記（1）に同じ

ウ 方法 持参または郵送（書留または配達記録郵便）による。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有 平成30・31年度の各年度における当該契約

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。